

高圧ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

沖高保発第6-111号
令和6年11月11日

圧縮空気製造事業所 各 位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
一般高圧ガス部会 部会長 富永 進

圧縮空気及びナイトロックス製造事業所保安講習会

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、圧縮空気製造・ナイトロックス製造事業所における事故防止を目的に保安講習会を開催致します。

つきましては、業務多忙のこととは存じますが、多くの関係者が保安教育の一環としてご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年12月11日(水) 13時30分～16時30分
 2. 会 場 沖縄産業支援センター(3階 304中会議室)
那覇市字小禄1831番地1
 3. 受付期間 令和6年11月11日(月)～11月29日(金)
(ただし、定員になり次第締め切らせて頂きます)
 4. 参加料 ①会員事業所、消防機関 5,000円(消費税10%込み)
②一般事業所 8,000円(消費税10%込み)
(受講料は当日会場にてお支払い下さい)
 5. 申込方法 下記申込書をFAXにて送付して下さい。(定員40名)
- ※問合わせ 協会事務局 TEL 098-858-9562 担当 又吉・緑間



① 『圧縮空気製造事業所及びナイトロックス製造事業所における関係法令について』 予定 講師 沖縄県商工労働部産業政策課エネルギー対策班 予定 13:30～14:00
② 『空気圧縮機の運転管理とその取り扱い整備について』 ・圧縮機のメンテナンス項目とその必要性について ・圧縮機の故障、トラブル事例について 講師 東亜潜水(株) 取締役社長 佐野弘幸氏 14:00～15:00
③ 『空気容器の保守管理とその取り扱いについて』 ・容器の種類と安全装置及びメンテナンス項目について ・容器のトラブル事例等について 講師 ダイビング高圧ガス安全協会 会長 宮下高行氏 15:10～16:00
④ 『沖縄県内の水難事故の発生状況及び事故防止対策について』 講師 沖縄県警察本部生活安全部地域課水上安全対策係 担当官予定 16:00～16:30

圧縮空気製造・販売事業所保安講習申込書FAX(098)858-9564

氏名			
事業所名	<会員事業所・一般事業所>		
連絡先TEL		連絡先FAX	

※本用紙に記載の個人情報は目的以外に利用致しません。また、使用後は速やかに廃棄します。

『高圧ガス保安法(抜粋)』

(保安教育)

- 第二十七条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。
- 2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。
 - 3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。
 - 4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育を施さなければならない。
 - 5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。
 - 6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。